

# 障害者自立支援法の概要

An Outline of Services and Supports for Persons with Disabilities Act

坂本 洋一

和洋女子大学家政学部生活環境学科

Yoichi Sakamoto, Department of Life and Environment

School of Home Economics, Wayo Women's University

18分 - 20分  
10分 2人

20分

## 1 はじめに

障害者自立支援法は、支援費制度への移行の直後に障害保健福祉施策の改革を行なうという点で大きな意味をもっている。この法律によって、障害保健福祉施策はどのように変わろうとしているのか、どのような意義があるのかを明らかにする。

## 2 障害者自立支援法の概要のポイント

### (1) 障害種別を越えた制度設計

わが国の障害者福祉施策は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害のそれぞれの分野で独自の発展を経てきた。精神障害者福祉分野においては、支援費制度は実施されておらず、3障害が共通の法律に基づくサービス提供システムを構築することは大きな課題となっていた。今回、障害種別を越えて共通の基盤でサービス提供体制を構築することができるようになってきた。その理由として、国際生活機能分類の障害の概念にみられるように障害のとらえ方が時代とともに変わってきたこと、地域生活という共通のキーワードが登場してきたことなどが考えられる。

### (2) 障害者施設の体系化の整理と効率性

障害者の施設サービス体系は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に關する法律によって、それぞれ独自に構築され、施設体系が複雑になってきている。障害者自身が自己決定によりサービス提供事業者と契約するためには、障害者にとってわかりやすい施設体系や施設の機能が明確になっている方が望ましい。

障害者自立支援法は、施設の機能に着目して、利用者像に対応してどのようなサービスを提供するかを明確にしようとしている。したがって、施設は、その機能を充実させようと努力し、質の高いサービスを提供することが求められる。

### ④ 障害福祉計画の策定義務

障害福祉計画の策定が実施されることによって、市町村の障害福祉サービスの必要見込み量が算出され、その結果が都道府県障害福祉計画に反映され、そして、国の障害者施策の予算化に繋がってくる。市町村、都道府県、国が一体的に障害者福祉施策に取り組む基礎的なデータが明らかになることになる。障害者福祉が地域のなかで市民権を獲得するためにも、これらの基礎的なデータは重要なものであり、障害福祉サービスの必要量が地域社会にオープンになってはじめて地域社会において障害者が尊厳をもって生活することの第一歩となる。

### ⑤ 在宅サービスの経費の義務化

従来、施設の経費に対して、在宅サービスの経費は裁量的経費として位置づけられていた。在宅サービスの経費の確保は、障害者の地域生活の命運を担っていた。地域生活を継続するための在宅サービスの安定的な供給を確保しないで障害者の地域生活への移行を提唱しても、掛け声だけになってしまっていた。今回、法律によって、介護給付と訓練等給付については、国が2分1を負担するよう規定され、義務的経費の法定化は大きな前進といえる。

## 3 本学会に期待すること

障害者自立支援法の大きなポイントとして、就労支援の強化があげられる。従来、障害者の個々人の職場環境において、ひとり一人に合った就労支援をおこなうために、生活支援工学の立場から支援技術の開発を行うことを期待したい。職業リハビリテーションの段階で、重度の障害状況と職業技能を個々にマッチさせるための支援技術があれば、就労の機会が増えると思われる。

<参考文献>坂本洋一:「図説よくわかる障害者自立支援法」中央法規、2006年8月

# 障害者自立支援法の地域支援体制における連携軸に関する考察

## A Study on Connections among Community Support System In Services and Supports for Persons with Disabilities Act

和洋女子大学 坂本洋一, 国立精神・神経センター精神保健研究所 伊藤順一郎

キーワード: 連携軸, 地域支援体制, 障害者自立支援法

### 1 目的

2006年10月に障害者自立支援法が施行され、新たな障害福祉制度が構築されようとしている。障害者自立支援法は、従来の制度改革と異なり、事業体系、自立支援給付、地域生活支援事業、補装具費の支給、自立支援医療費等広範囲の分野で変革をもたらそうとしている。まさにグランドデザインの様相を呈している。リハビリテーションの分野においても、新たな制度を体系化しようと、施設や事業の体系を大きく変えるものとなっている。本稿では、障害者自立支援法が目指している地域における支援体制はどのように設計されようとしているのか、その課題は何かを考察することを目的とする。

### 2 方法

障害者自立支援法においては、地域自立支援協議会を中核として、地域の相談体制を構築しようとしている。一方、相談体制の構築と相まって、地域ケアシステムの構築も大きな課題となっている。そこで、本研究では相談支援体制の要となる地域自立支援協議会の確立と運用状況等に着目した。

#### 2.1 調査対象

市町村の相談支援体制の構築に向けて取り組んでいる6か所を訪問して、担当者、キーパーソンに対してインタビューする。

#### 2.2 調査内容

調査は、訪問インタビューにより、以下のよう項目について行った。

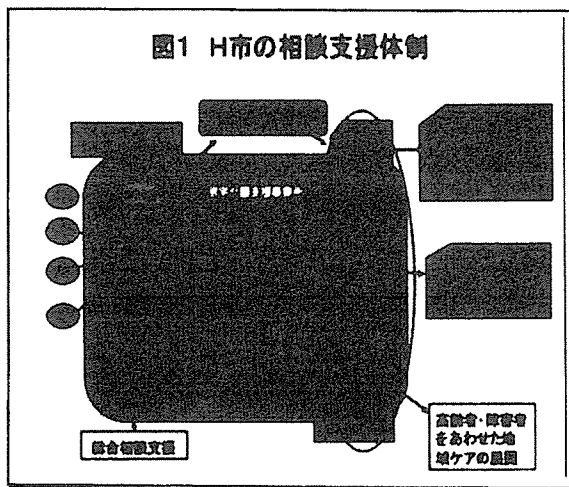
①地域自立支援協議会の設置に向けた取り組み状況、②既存のネットワークをどのように変更したか、③3障害合同の形をどのように形成しようとしているか、④県と各圏域・市町村の考え方に対する調整、⑤地域自立支援協議会の設置の課題と機能、⑥地域の障害福祉システムにおいて不可欠と思われる要素は何か。

#### 3 調査の結果

本稿では、すべての調査結果を掲載することはできないので、相談支援体制の構築に関して整理を行った。調査の結果、相談支援体制の構築に向けた取り組みの中で、相談窓口をどのような形で構築しようとしているかによって次の3つのタイプに分類された。①障害種別にかかわらず総合的な拠点を設置する、②障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携を図る、③地域包括支援センターとともに総合的な相談窓口を設置する。①のタイプの例として図1に示す。

この市は、人口90,203人(平成18年6月現在)で圏域の人口は約22万人である。この市は、障害種別を越えて、さらに高齢者総合相談センターとして相談窓口を設置し、障害者・高齢者を一体化しようとしている。この支援体制

は、相談体制と地域ケア体制を障害者・高齢者ともに連携を図りながら地域支援体制を構築することに大きな特徴がある。ただし、地域包括支援センターは、市の直営として設置されており、地域包括支援センターと障害者自立支援協議会が連携している様子はない。高齢者と障害者の支援体制を統合しようとする形は見えるが、地域ケア会議と障害者自立支援協議会が対応している体制をとっている。



#### 4 考察

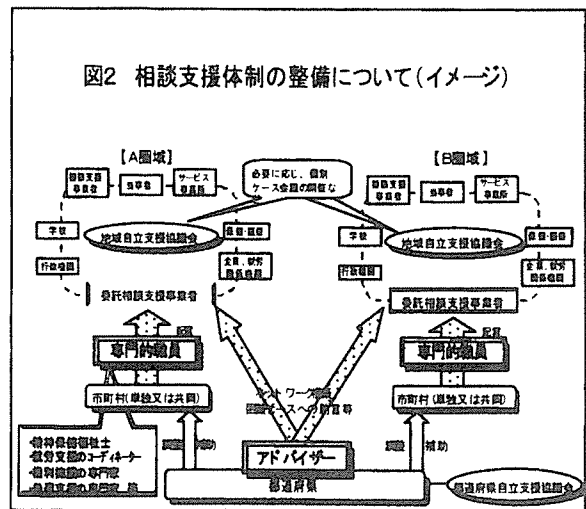
##### 4.1 障害者自立支援法の相談支援体制

障害者自立支援法における相談支援体制は、地域自立支援協議会を中核として、市町村及び圏域に展開される。この地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して、交付税措置によって設置される機関である。その構成メンバーは、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等が想定されている。その主な機能は、①困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、②地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議、③福祉サービス利用における相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）、④そ

他、市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議等があげられている。

##### 4.2 連携軸

地域支援体制の連携軸は、地域自立支援協議会を中核として展開されることが予測され、この協議会の設置と運営は、地域支援体制を構築するうえでキーワードとなってくる。従来、地域の連携は、関係機関あるいはインフォーマルなネットワークの関係強化を目指していたが、障害者自立支援法が求めているのは、地域づくりであり、地域の相談支援体制、サービス提供体制、権利擁護システム、情報提供体制等が同じ方向をとりながら地域で暮らす障害者の支援を行うことにある。地域づくりは、障害者だけでなく、高齢者も児童も福祉ニーズが生じる人々に対する支援体制を構築することにあると思われる。さらに、市町村だけでなく、都道府県も地域づくりへの取り組みに対してアドバイザーの制度を導入し、地域間格差をなくすように努力する必要がある。



本研究は、平成18年度厚生労働科学研究事業の研究成果の一部である。

<参考文献>

坂本洋一；図説よくわかる障害者自立支援法、中央法規出版、2006年。

**「障害者のケアマネジメントの総合的研究」**

**厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業**

**平成 17～18 年度 総合研究報告書**

発行日 平成 19 年 3 月

発行者 坂本 洋一（主任研究者）

印刷 (株)東京アート印刷所 〒130-0012 東京都墨田区太平 2-6-3

TEL:03-3626-2581